

南風原町 住宅リフォーム制度のお知らせ

平成26年度も地元経済の活性化のため、南風原町民が町内の施工業者を利用して個人住宅のリフォームを行う場合に、住宅リフォームの費用の一部を補助します。

○申請できる人

- ①南風原町に住民登録している方
- ②対象となる住宅の居住者
- ③町税等の滞納のない方



○対象となる住宅

南風原町内にある住宅で以下のもの

- ①自己所有住宅（建築後、1年以上経過）
- ②借家住宅（ただし、所有者の許可が必要）
- ③共同住宅（ただし、所有者の許可が必要）

○対象となる工事

- ①対象工事が20万円以上
- ②住宅に係る修繕・耐震補強工事・改築・設備改善工事・増築工事（建築確認を要しない場合）
- ③平成27年3月31日までに工事が完了し、工事代金の支払ができること。

○工事を行う業者について

南風原町に本社のある施工業者（町内個人事業者も含む）

○補助額

- ★対象工事費の20%
- ★最高限度額 20万円

例①. 対象工事費 40万円
40万円×0.2（20%）＝8万円
助成額 8万円

例②. 対象工事費 120万円
120万円×0.2（20%）＝24万円
助成額（最高限度額があるので）20万円

※交付決定後に工事着手するものが対象となります。
すでに着手済、完成済の工事については対象外になりますのでご了承ください。

○補助対象工事例○

- ・屋根の葺替え、防水修繕、塗装工事
- ・外壁の張り替え、塗装工事
- ・内装の張り替え、塗装工事
- ・サッシの取替え工事
- ・バリアフリー設備改修等
- ・台所設備等の改修、取替工事等
- ・バス、トイレ等改修、取替工事等

×対象とならない工事例×

- ・門、塀、柵などの外構工事
- ・庭園整備、アスファルト舗装工事
- ・下水道接続工事
- ・家電・家具、備品等の購入費
- ・シロアリ除去工事
- ・看板等設置工事等

※平成24・25年度にリフォーム補助制度を受けた方は、今回の補助対象外となります。

○応募について

平成26年5月1日（木）から5月30日（金）までの受付期間になります。
（土日祝祭日を除く8：30～12：00、13：00～17：15）（先着順ではございません）
ただし応募数が予算の範囲を超えた場合には6月に抽選を行い、補助対象者を決定します。
また6月以降については、予算の範囲内であれば二次抽選を行う予定です。

平成26年5月1日より応募開始します！！

※詳しくはホームページ、まちづくり振興課までお問い合わせください。